

訪問介護 契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者別の事項を定めます。

◎ サービス提供責任者

氏 名 : _____

連絡先 事業所住所 川崎市高津区久末84-10
電話番号 044-797-2778 携帯番号 _____

◎ 利用料

		単位数	利用料			
			自費	1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163単位	1,858 円	185 円	371 円	557 円
	20分以上30分未満	244単位	2,781 円	278 円	556 円	834 円
	30分以上1時間未満	387単位	4,411 円	441 円	882 円	1,323 円
	1時間以上	567単位	6,463 円	646 円	1,292 円	1,938 円
	1時間半未満～	30分を増す毎に + 82単位	+934円	+93円	+186円	+280円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	2,040 円	204 円	408 円	612 円
	45分以上	220単位	2,508 円	250 円	501 円	752 円
	身体介護(20分以上)に 続き生活援助を行った 場合	25分を増す毎に + 65単位	+741円	+74円	+148円	+222円
例	身体1生活1	309単位	3,522 円	352 円	704 円	756 円
	身体1生活2	374単位	4,263 円	426 円	852 円	1,278 円
	身体2生活1	452単位	5,152 円	515 円	1,030 円	1,545 円
	身体2生活2	517単位	5,893 円	589 円	1,178 円	1,767 円

※ 夜間 (18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合上記単位数の25%増し

※ 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増し

◎ その他加算

		単位数	利用料			
			自費	1割	2割	3割
初回加算	初回のみ	200単位	2,280 円	228 円	456 円	684 円
緊急時訪問加算	1回につき (身体介護について算定)	100単位	1,140 円	114 円	228 円	342 円

※ 初回訪問 … 新規に訪問介護計画を作成しだ利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
(過去2ヶ月前に受けていない場合に限ります)

※ 緊急時訪問加算 … 緊急時訪問介護は、利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

◎ 介護職員処遇改善加算

	処遇改善加算 単位数
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位X24.5
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位X22.4
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位X18.2
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位X14.5

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合がございます。その場合は、介護保険適用外の料金（介護保険報酬額の10割）をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供説明書を後日区役所の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

◎ キャンセル料

ご利用前日18：00までにご連絡がなかった場合	
45分未満のサービス 1,000円	45分以上のサービス 2,000円

※ 但し、サービス提供直前に利用者の容態の急変や入院等の場合はキャンセル料は請求いたしません。

◎ 相談・要望・苦情等の窓口

[重要事項説明書に記載]

事業者 川崎市高津区久末84-10
株式会社成活
代表取締役 鈴木 友望
訪問介護事業所 ケアサポート成活
事業所番号：1 4 1 5 3 0 1 3 3 0

全頁の内容の説明を受け、了承致しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

代理人又は立会い人等（利用者との関係： ）

住 所

氏 名